

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市規則第39号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年赤穂市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第13条の4第2項第7号中「育児休業法第23条第1項」を「育児休業条例第23条第1項及び第23条の2」に改める。

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。